

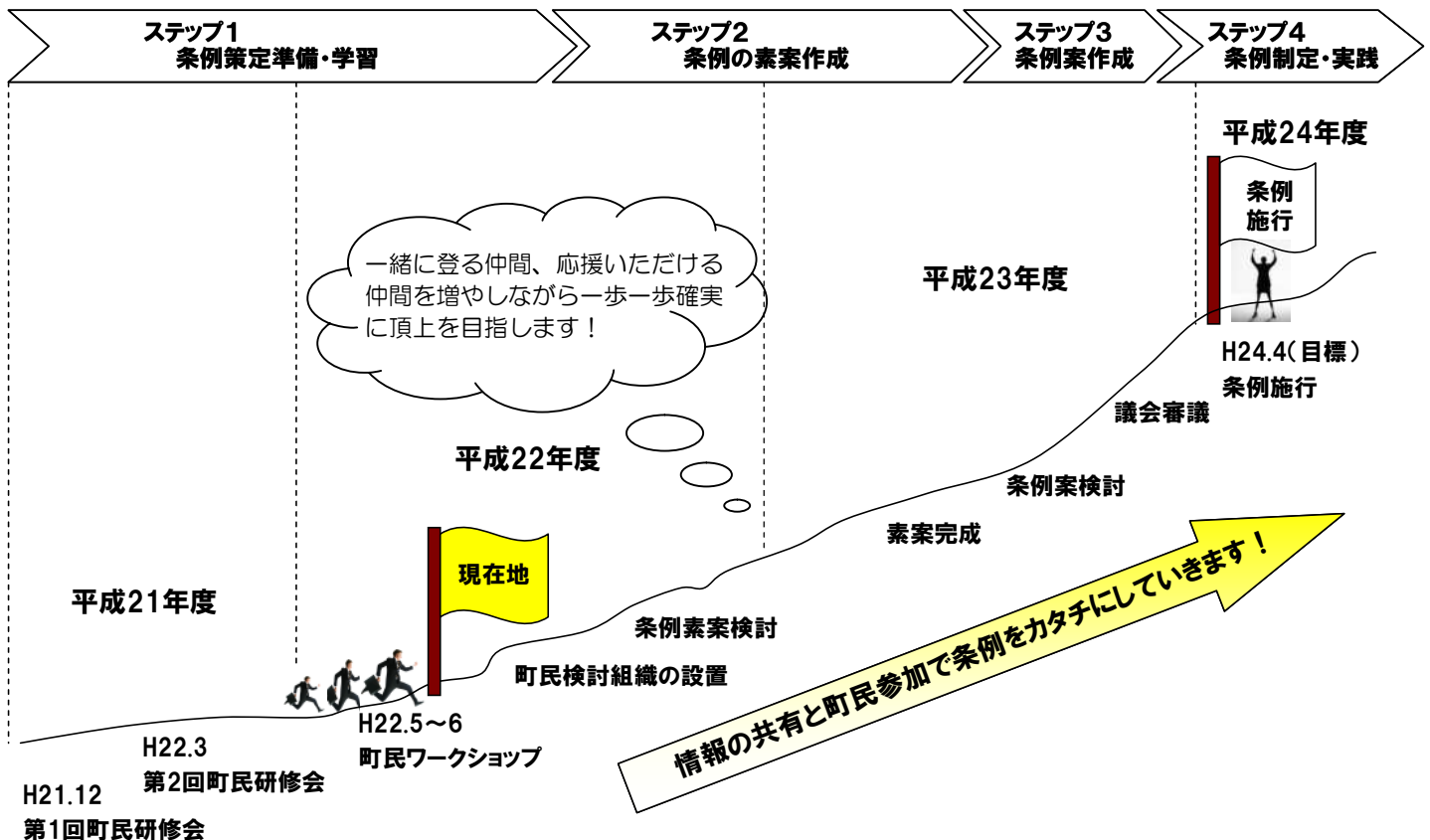
# 「(仮称)斜里町まちづくり基本条例」策定に向けた 取り組み状況をお知らせします。

まちづくり基本条例とは、「自分たちのまちのことについて、みんなで考えて決め、決めたことを一人ひとりが責任を持って実行していく」という地方自治のあるべき姿を進めていく上で、誰がどのような役割を果たすか等の基本的な理念や原則を定めるもので、“まちの憲法”とも言われています。

次世代へと引き継いで育てていく斜里のまちの大切な約束事ですから、これまでのように行政が内容を決めるものではなく、条例制定までのプロセスにおける町民参加を重視し、素案段階から町民と行政が協働し、ともに知恵を出し合い、一から創りあげていきたいと考えています。

今回のチラシでは、これまでの取り組み状況と策定までの道のりについてお知らせします。

## 条例策定までの道のり



## 町民との条例策定に向けたキックオフ！ 町民ワークショップを開催

より多くの町民の方にまちづくり基本条例のことを知っていただくこと、町民ワークショップを企画し、5月号広報などで参加者を募集したところ、一般公募と自治会等の各種団体から27名の方に応募いただき、5月から6月にかけて計4回にわたってワークショップを開催しました。

テーマは「わたしたちのまちの将来を考える。」

ワークショップには、応募いただいた町民のほか、役場の若手・中堅職員でつくる条例研究グループの職員も自主的に参加し、将来のあるべきまちの姿やまちづくり（行



政活動)への町民参加の現状などについて一緒に考えました。

また、毎回ワークショップ冒頭に小テーマを決めて、町事務局や外部講師による学習会(プレゼンテーション)を行い、基本条例についての認識を深めました。

参加者からは「世界に誇る自然環境の保全」「地域の良さを再確認」「風通しの良いまちづくり」「産業連携施策の展開」「祭りやスポーツを通じたコミュニティづくり」といったまちづくり全般に係わる意見や、「計画書や財政用語が行政的でわかりにくい。もっと要点を絞って公表して欲しい。」「行政評価結果が予算にどう反映されているのか外部に公表して欲しい」「事業の決定プロセス、タイムスケジュール、フォローアップの情報を」「ホームページだけに頼らない情報発信」といった町民と行政との情報共有に係る意見が数多く提起されました。

今後も、斜里町民が培ってきたまちづくりの精神を引き継ぎ、地域の力、町民の力を生かした斜里ならではの条例づくりを町民とともに考えていきます。



## プレゼンテーションの主な内容(第3回まで)

### ● 第1回「まちづくり?基本?条例?」

まちづくり(自治)基本条例の全国的な制定動向や、いま斜里町が取り組む背景、条例の内容の一般的な事項について説明しました。

(説明者) 町

### ● 第2回「斜里町のまちづくりと町民憲章」

まちづくりの要素として大きな関わりを持つ斜里町民憲章について、当時の制定経緯から学びべき点や、まちづくり施策決定過程における町民憲章と基本条例の関係等について説明しました。

(説明者) 町

### ● 第3回「まちづくり基本条例について」

基本条例の最大のテーマである依存からの脱却(自立)するための仕組みとして自治があること、その自治が必要になった背景、基本条例の制度体系、条例の基本原則を受けた制度や具体的事項などについて説明を受けました。  
また、条例が出来れば、これまでの行政おまかせであった公共が自分たちのこととして考えるようになり、信頼と協力の社会ができるとの説明がありました。

(説明者) 公共政策研究所 水澤氏



斜里町まちづくり基本条例のホームページもご覧ください!

斜里 まちの憲法

検索

(問合せ) 斜里町役場 企画総務課企画情報係

TEL 23-3131(内線213)

FAX 23-4150

Eメール sh.kikaku@town.shari.hokkaido.jp